

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関 【公告】 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃		環境管理課 建築指導課 〃		担当課（室）	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五百十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

高梁市成羽町成羽字為清水通シ二三七一番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十九年九月二十九日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

平成二十九年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

一般財団法人住宅金融普及協会

二 住所

東京都文京区関口一丁目二四番二号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目二四番二号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するものの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十九年十月十六日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十九年十月十六日

平成29年10月17日 岡山県公報 第11932号

〔四四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字高本七七三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島中央四丁目六―八コンチエルト中央E二〇二

神崎 友也

三 許可番号

岡山県指令建指第一五七号

〔四四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字東角力取山二六三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町三六〇―一二フロント茶屋町B二〇五

徳山 良和

徳山 彩美

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇五号